

利用規約

寺田倉庫株式会社

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、寺田倉庫株式会社（以下「当社」といいます。）が管理する物件（以下「建物」といいます。）のうち、下記のイベントスペース（以下総称して「本施設」といいます。）の利用に関する条件を定めたものであり、申込者は本規約を十分に理解し、承認したうえで、自らの判断と責任において、本施設を利用するものとします。

記

G1-5F／G3-6F／T-LOTUS M／B&C HALL／WHAT CAFE／E HALL／KIWA／PETALS
／BONDED GALLERY／RIM STUDIO
その他、当社が指定する施設

以上

第1条 利用目的

本施設は以下の目的でのみご利用頂けます。

- ・ 展覧会、展示会
- ・ 各種セミナー、発表会
- ・ その他当社及び申込者にて協議の上合意した目的

第2条 利用時間

本施設の基本利用可能時間は、

午前 09 時 00 分～午後 06 時 00 分（G1-5F／G3-6F）

午前 10 時 00 分～午後 10 時 00 分（B&C HALL／WHAT CAFE／E HALL／KIWA
／T-LOTUS M）

午後 03 時 00 分～翌午前 11 時 00 分（PETALS）

第3条 利用料金

別紙料金表による定めを通り。

第4条 申込みと手続き

1. 本施設利用の申込みは、利用日の12ヶ月前から受付を開始します。
2. 申込者は、当社所定の利用申込書を提出し、利用開始日の30日前までに本施設の利用を申し込むものとします。
3. 利用申込書の提出をもって、当社と申込者との間に本施設の利用契約が成立します。ただし、催事の内容によっては、当社より利用の申込みをお断りさせて頂く場合もあります。この場合、当社は速やかに申込者に通知するものとします。なお、当社は当該お断りに起因する損害について、一切責任を負いません。

- 遅くとも利用開始日の14日前までに、当社担当者とスケジュールやプログラム、会場設営、設備等について、詳細の打合せを行い、イベントの開催概要を書面にて共有してください。

第5条 利用料の支払い

- 当社は、当社と申込者との間に本施設の利用契約が成立した後、施設利用料の請求書を発行し、申込者は請求書を受領した日から5営業日以内に施設利用料を支払うものとします。なお、振込手数料は申込者の負担となります。
- 前項の支払いが期日内にされなかった場合、当該利用契約はキャンセルされたものとみなし、次条に定めるキャンセル料が発生します。
- 付帯設備利用料及びその他の追加費用（付帯設備利用料及びその他の追加費用を合わせて、以下「追加費用等」という）に関しては、利用終了後の精算とします。
- 前項に定める追加費用等は、イベント終了後7営業日以内に当社より提出の請求書をもって確定いたします。請求書発行後10営業日以内に当社指定の口座に施設利用料をお振込みください。なお、振込手数料は申込者の負担となります。
- 本契約における金銭債務の遅延損害金は年14.6%の割合によるものとします。

第6条 申込みの取消し

- 申込みを取り消す場合は速やかに当社に通知してください。
- 第4条第3項に従って当社と申込者との間に利用契約が成立した後の申込みの取消しは、以下の通りキャンセル料が発生します。但し、当社がキャンセルの内容、事情等を考慮し、以下と異なるキャンセル料を決定したときは、それによるものとします。
 - 契約成立後から利用開始日の60日前までに申込みの取消しの通知をした場合
施設利用料の50%
 - 利用開始日の31日前までに申込みの取消しの通知をした場合
施設利用料の75%
 - 利用開始日の30日前以降に申込みの取消しの通知をした場合
施設利用料の100%
- 申込者が、利用申込書に記載した日程、申込者、主催者の変更を希望する場合、申込者はその旨速やかに当社に通知すると共に、新たな利用申込書を提出するものとします。新たな利用申込書に基づく申込みの手続きは、第4条に準じるものとします。
- 前項の場合、変更前の利用契約に関する申込みは取り消されたものとみなし、申込者は、第2項に定めるキャンセル料を支払うものとします。なお、キャンセル料については、当社より請求書を発行するものとします。

第7条 申込み事項の変更

利用申込書に記載した事項に関して次の各号に掲げる変更を希望する場合は、速やかに当社に通知してください。

- (1) 利用日程・利用時間の延長
追加分の利用申込書をご提出ください。差額分の施設利用料が発生します。
- (2) 利用日程・利用時間の短縮
前条に定める申込みの取消しに係るキャンセル料の規定を準用します。

第8条 禁止行為

1. 本施設内では、以下の行為は禁止します。当社担当者の注意に従わず、繰り返し禁止行為を行った場合、当社の判断にて会期中であってもご利用を中断させて頂く場合がございます。予めご了承ください。なお、第12号はWHAT CAFEに關してのみ適用するものとします。
 - (1) 建物の敷地内の空地に建物又は工作物等を新增設する行為
 - (2) 本施設への過重量物、発火性の強い物等危険物、又は衛生管理・保持上植物及び動物の持込み、本物件維持管理上有害な行為、その他近隣の迷惑妨害となるような一切の行為
 - (3) 本施設の主体及び構造を変更もしくは耐久力を減縮する工事又はそのおそれのある工事、その他本物件に損害を及ぼすような一切の行為
 - (4) 本施設以外の占用、第三者名義の掲示及び電話の引き込み等の行為
 - (5) 本施設を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（1991年法律第77号、その後の改正を含む）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）の事務所その他の活動の拠点に供する行為
 - (6) 本施設に反社会的勢力及び反社会的勢力と関与を疑われる者を出入りさせること
 - (7) 本施設又は本施設の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、当社スタッフ、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせる行為
 - (8) 搬入・搬出その他の事情により、当社が指定する範囲外の場所において車両通行、駐車、物品等の放置、立入りをする行為
 - (9) 建物、付帯設備へのガムテープ・両面テープ等粘着強度の強いテープ貼りや釘を打ち込む行為
 - (10) 当社敷地内又は本施設内における喫煙
 - (11) 当社が認める場所以外での飲食
 - (12) 当社が別途指定する壁面、可動壁又は以下に掲げる使用禁止スペースを使用する行為
【WHAT CAFE 使用禁止スペース】
 - ・ Stock Room 1
 - ・ Stock Room 2
 - ・ Stock Room 4
 - ・ Stock Room 5
 - (13) その他、第1～12号の他、各施設毎の会場利用規則の定めに基づく禁止行為
2. 申込者、主催者又は利用者が前項第10号に掲げる禁止事項を1度でも行った場合、申込者は当社に対し、違約金として金100,000円を支払うものとします。な

お、本項の定めは、当社に違約金以上の損害が発生した場合に当社から申込者に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

3. 第1項の場合でも、当社は、申込者、主催者及び利用者側で発生する損害についての補償はいたしません。

第9条 利用の不承認、承認の取消

次の各号に掲げるような事由が認められる場合、利用日前、利用当日を問わず、利用をお断りすることがございます。この場合、当社は、申込者、主催者及び利用者などに発生した損害の補償は一切いたしません。

- (1) 建物の秩序を乱し、または公益を害するおそれのあるとき
- (2) 催事の内容が建物の活用の趣旨に反すると認められるとき
- (3) 建物の運営上支障があるおそれのあるとき
- (4) 利用申込書の内容と異なる使用方法、行為が認められるとき
- (5) 申込者、主催者及び利用者が本規約に反したとき
- (6) 建物の管理上不相当と認められるとき
- (7) 建物の保守による工事等のため立ち入りを制限する必要性が生じたとき
- (8) その他、前条に定める禁止行為がなされようとしているとき又はなされたとき

第10条 T-LOTUS M 使用上の禁止事項、義務、利用承諾の取消について

1. T-LOTUS M においては第8条「禁止事項」に追加して、下記の(1)を禁止事項として定めます。
 - (1) T-LOTUS M に設置されている落水防止の柵部分に登る、揺らす、身を前に乗り出すなど、落水の恐れがある一切の危険な行為。また安全上危険な行為が行われている際、それを認識しているにも関わらず注意を行わない行為。
2. 安全な施設利用の観点より、T-LOTUS M を使用される場合は申込者、主催者は下記の(1)～(3)を遵守してください。
 - (1) 申込者、主催者は、スタッフ、来場者、関係者含め、施設使用者全員の安全確保を行う。
 - (2) 落水、転倒、転落などのトラブルを未然に予防する観点から、事前に運営計画(進行管理、時間別人員配置等)を立案し、当日の運営においても徹底する。
 - (3) 当日の運営計画(進行管理表、時間別人員配置図等)を示した書類を本番3営業日前までに当社へ提出する。なお、当社が運営計画の変更を依頼した際には、速やかに変更点を踏まえた運営計画の修正を行い、当日運営体制にも反映させる。
3. T-LOTUS M の利用にあたり、下記の条件を設定しています。下記に該当した場合の取扱いは、本規約第12条を準用します。
 - (1) 以下の条件に該当した又は該当すると予想される場合は施設の利用を制限する場合があります。
 - ・降雨量：50mm/時以上
 - ・風速：10m/秒以上
 - ・波高：1.0m 以上

- ・ 視界：1,000m 以下
- (2) 以下の条件に該当した又は該当すると予想される場合は施設の利用を中止することがあります。
 - ・ 強風注意報：平均風速 12m/秒以上
 - ・ 風雪注意報：平均風速 12m/秒以上（雪を伴う）
 - ・ 波浪注意報：有義波高 1.5m 以上
 - ・ 暴風警報：平均風速 20m/秒以上
 - ・ 暴風雪警報：平均風速 20m/秒以上（雪を伴う）
 - ・ 波浪警報：有義波高 2.5m 以上
 - ・ 大規模地震に関する注意報・予知情報等が発令された場合

第 11 条 申込者の管理責任

1. 会期中は、受付及び保守管理等のために申込者側の担当者を 1 人以上常駐させて下さい。人員の確保は申込者にて行い、次の各号に掲げる会場整理や安全確保は、申込者が責任を持って行ってください。ただし、当社が指示した場合、申込者は当社の指示に従うものとします。
 - (1) 会場前の行列整理と誘導
 - (2) 会場内の整理と警備
 - (3) 座席案内/入場券販売/モギリ/手荷物のお預かり/場内アナウンス
 - (4) 客室・楽屋・給湯室の管理
 - (5) 非常時の避難誘導、消火活動など
 - (6) 貴重品等の申込者の所有物（申込者が、ご利用者らを含む第三者から貸与を受けているものも含みます。）の管理
 - (7) 第 8 条、第 10 条第 1 項（1）の禁止行為の取締り、第 10 条第 2 項の遵守、管理
2. 申込者は、利用期間中に本施設に出入りする者に、第 8 条（禁止行為）及び第 26 条（その他の注意事項）の定め、その他当社が指定する事項を遵守させなければならないものとします。
3. 万一、来場者や申込者関係スタッフが怪我をした等の事故が発生した場合、すみやかに申込者にて救急車や警察への通報を行って頂くと共に、ただちに当社スタッフまでお知らせください。
4. 申込者は、本施設、建物、及びその敷地を善良なる管理者の注意をもって管理、使用しなければならないものとします。
5. 申込者は、本規約及びこれに付随して締結した契約等の各条項につき、申込者の使用人、訪問者等の行為に対してもその責任を負わなければならないものとします。
6. 申込者は、本施設内で利用期間中に発生した事故について、一切の責任を負わなければならないものとします。また、本利用規約、重要事項説明書、その他で合意した書面にある定めを遵守せず、トラブルや事故が発生した場合、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第12条 不可抗力による利用中止等

1. 不測の事故や災害等の不可抗力により、本施設を利用ができないと当社が判断した場合は、当社は本施設の利用を中止させることができます。この場合、当社は申込者に対しキャンセル料の請求は行わないものといたします。
2. 前項の場合においても、当社は、申込者、主催者及び利用者側で発生する損害についての補償はいたしません。

第13条 承諾事項

申込者または申込者より委託を受けた第三者が、次の各号に該当する行為をする場合には、当社の承諾を得なければならないものとします。

- (1) 本施設の造作・設備の変更（新設、増設、交換、除去等）その他現状を変更しようとする一切の行為
- (2) 本施設内に重量物の搬入及び据付等をする行為
- (3) 当社が指定した工事業者等を変更する行為
- (4) 建物内において物品の販売をする行為
- (5) 本施設にて実施するイベント告知等を各種媒体に掲載する行為

第14条 現状変更

1. 申込者が、前条第1項第1号所定の工事等を行うことを希望する場合、予めその内容、方法等について設計図、施工図等を添付した書面によって当社と十分な協議を行うものとします。
2. 前項の工事は、原則として申込者の発注に基づき当社（又は当社が再委託した工事業者）が施工するものとします。ただし、当社が受注できない規模・内容の工事はこの限りではありません。
3. 第1項の工事に関し、官公庁への協議申請又は許可等を必要とする場合は、申込者の負担でこれを行うものとし、その方法については当社及び申込者にて別途協議するものとします。

第15条 設営・撤去・搬入・搬出等

1. 備品等の搬入、仕込み作業、展示設営、及びその他一切の準備作業並びに展示解体、搬出、その他一切の撤去作業はご利用時間内に申込者側スタッフでご手配願います。
2. 備品等の搬入、搬出及び宅配便等による搬出入は利用時間内をお願いします。備品等の搬入に宅配便をご利用される場合は、宛先住所欄の末尾に「〇〇（当施設名）イベント用」と記載してください。なお、申込者により会場宛てに手配された宅急便の荷物は必ず申込者にてお受け取りください。
3. 搬出入スペース・エレベーターには時間・場所の利用制限があります。搬出入スペース・エレベーターを利用する際は利用前の打ち合わせの際に、利用時間、利用台数、利用車種及びナンバー情報を担当者へ書面にてお伝えください。
4. 資材や備品等の搬出入時は必ず会場までの搬出入導線上に養生をしてください。
5. 持込み施工物・機材は転倒・落下防止の為の安全対策を行ってください。対策が

不十分な場合には当社担当者の指示に従って頂きます。

第16条 原状回復

1. 利用期間の満了、利用契約の取消しその他の理由により本施設の利用を終了する場合、申込者は次項以下に従い本施設を原状に復して当社に明け渡すものとします。
2. 申込者は、利用期間最終日の利用終了時間までに（利用期間満了以外の理由により本施設の明渡しを行う場合、当社が指定する日時までに）、本施設内外の申込者所有物等一切を搬出し、本施設の諸造作、諸設備等の修繕を行い、申込者の諸造作等がある場合はこれらを撤去し、また申込者が撤去した当社の諸造作等がある場合はこの回復工事をし、本施設を原状に回復するものとします。なお、申込者の要望により当社が付加、又は撤去した諸造作等がある場合は、当社の指示により修復又は撤去を行うものとします。
3. 当社が前項による原状回復がなされたことを確認した時点をもって、本施設の明渡しが完了したものとします。
4. 申込者が第2項の債務を履行しないときは、当社は、任意に申込者の負担で第2項に定める原状回復工事等を行うことができるものとします。なお、申込者が残置した物品、諸造作等は、申込者が当社に無償譲渡したのものとして当社が任意に処分できるものとし、当該物品、諸造作等が第三者の所有に係るものであり、当社が当該第三者に対して法律上の損害賠償義務を負う場合、申込者は当社に対し、当該損害賠償債務相当額を速やかに支払うものとします。
5. 当社が申込者に代わって前項に基づく原状回復工事を行った場合、当該原状回復工事が完了した日をもって明け渡しが完了したものとします。
6. 申込者は当社に対し、本施設の明け渡しに際して、必要費、有益費、移転料、造作等の買い取り、その他名目の如何を問わず一切の請求を行わないものとします。

第17条 関係諸官庁への届け出

催事に必要な関係諸官庁への届出、手続は申込者側で行うものとします。

第18条 損害保険

1. 申込者は、火災、盗難等の損害を担保するため、本施設内の申込者所有物等（造作、什器、商品等）につき、保険会社との間で損害保険契約を締結するものとし、これらによって生じた損害の賠償を当社に請求することはできないものとします。
2. 当社は、申込者に対して、前項に定める損害保険に加え、別途、催事内容によって発生しうる損害を担保するための補償条件を指定する場合があります。この場合、申込者は、当該補償条件を満たす保険に加入するものとします。
3. 申込者は、前2項に定める保険契約の締結後、当社に対し、保険証券の写しを提出するものとします。

4. 申込者が前各項の義務を履行しない場合、当社は、申込者による本施設の利用を拒否することができるものとし、これにより申込者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第19条 損害賠償

1. 本契約の履行に際し、申込者又は申込者関係者（本施設への来集者を含むが、これに限らない）の故意又は過失により、当社又は第三者に損害を与えた場合、申込者は、当社及び当該第三者に対し、当該損害を賠償しなければならないものとします。
2. 当社の承諾の如何を問わず、申込者が第14条第1項所定の工事等により当社又は第三者に損害を与えた場合、申込者は、当社及び当該第三者に対し、当該損害を賠償しなければならないものとします。
3. 申込者が第16条による本施設の明け渡しを遅延した場合、申込者は当社に対し、本施設を明け渡すべき日の翌日から明渡完了日まで、施設利用料の倍額相当額の損害金を支払い、かつ明け渡し遅延及び原状回復義務の不履行により当社が蒙った損害を賠償するものとします。

第20条 免責

本施設において生じた利用期間中の申込者、または本施設への来場者の所持品の盗難・破損等の事故に関し、当社の責に帰すべき事由が認められない場合、当社は一切の責任を負いません。

第21条 立ち入り作業等

1. 当社もしくはその使用人又は当社の指定する者は、本施設の保守管理上必要ある場合又は官公庁が法令等に基づき立ち入りを求めた場合、予め申込者に通知した上で本物件に立ち入り、これを点検し申込者に対し適宜の処置を求めること、又は自ら適宜の処置を講ずることができます。ただし、緊急又は非常の場合、当社が申込者に対し、予めこの旨を通知することができないときは、当社は申込者に対して事後速やかに通知するものとします。
2. 前項の場合に加え、当社もしくはその使用人又は当社の指定する者が、当社の別業務（物件紹介、広報活動、保守点検、その他）のために会期中に本施設に立ち入る可能性があることを、予めご了承ください。
3. 本条第1項、第2項の場合、申込者は当社の措置に協力するものとし、正当な理由なくこれを拒否することはできないものとします。

第22条 感染症対策

1. 申込者の本施設利用にあたり、感染症（新型コロナウイルスを含みますが、これに限られません）の陽性者が判明した場合、当社は利用者に対して、次の費用を請求することができるものとします。

- (1) 消毒除染に係る費用（業者による消毒除染作業費用、または当社が消毒除染を業者に依頼しない場合の消毒除染作業の協力及び当該作業に係る必要経費）
 - (2) 本施設を閉鎖した場合に係る費用（クラスターが発生した場合または行政から本施設を閉鎖するよう指導があった場合等、当社が本施設の閉鎖が必要と認めた場合の閉鎖期間に入っていた予約の使用料相当額）
2. 前項の定めに関わらず、当社は状況により、別途申込者と協議のうえ、前項各号の負担割合等を決定することができるものとします。

第23条 合意管轄

本件に関する紛争が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条 個人情報の取扱い

本件に関して当社が取得した申込者及び利用者等の個人情報は、当社個人情報保護方針にしたがい適切に取り扱います。

第25条 (利用規約の変更)

1. 当社は、あらかじめ申込者の承諾を得ることなく、本規約、ガイドライン等の内容を変更できるものとします。この場合、当社は、別途定めない限り、変更後の本規約、ガイドライン等の効力発生日を定めるとともに、当該効力発生日までに申込者に通知するものとします。
2. 申込者は、前項により本規約、ガイドライン等の変更が行われた場合、本規約、ガイドライン等の変更後に本施設を利用したときに、変更後の本規約、ガイドライン等に同意したものとみなします。

第26条 その他の注意事項

1. その他ご利用に関し、本規約に定めのない事項については当社担当者と協議、相談の上その指示に従ってください。
2. 本規約は、日本語を正文とし、参考のために英語による翻訳文が作成され又は添付された場合でも、日本語の正文のみが規約としての効力を有するものとし、英語訳はいかなる効力も有しないものとします。

附則

2019年2月7日 制定

2020年12月23日 改定

2021年1月27日 改定

2022年4月1日 改定

2022年7月7日 改定

2023年1月27日 改定

規定

2023年7月13日改定

2023年8月3日改定

2024年3月14日改定

2025年10月1日改定

以上